

学生・保護者・教職員・学校関係者 各位

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の新規感染者が急増しています。

東京都では7月11日から7月17日の直近一週間で、新たに1,418人の感染が判明しました。7日間の平均は202人/日を超えています。隣接する埼玉・千葉・神奈川の首都圏3県でも新規感染者は日々増加しており、群馬県を含む全国の多くの都道府県で、新たな感染者が確認されています。人の移動により、COVID-19は県境を越えて拡大しています。

これまで、感染者の多くは20代、30代の若者が占めていましたが、最近では40代、50代の割合が増加するとともに、10歳未満から90代の幅広い年齢層に感染者を認めています。

また、感染経路は、接待を伴う飲食店など夜の街関連、会食、職場での感染の外、劇場や家庭内、施設内等、多岐にわたってきています。

これらの状況から、既に感染が市中に広がっている可能性が指摘されています。何としても、重症化しやすい高齢者層に感染が広がることを防がなくてはなりません。

未だ、COVID-19に対する根本的な治療薬やワクチンは整っていません。この状況の中で、社会経済活動を維持していくためには、私たち一人一人が「感染拡大を予防する新しい生活様式」を実践するとともに、「業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン」を適切に実践している施設を見極めて利用する必要があります。

さらに、COVID-19の特徴として「感染しても無症状であることや、症状が軽度な場合がある」「発症前や無症状の人、咽頭痛程度の人が、周囲の人に感染させてしまう可能性がある」ということを十分に理解して、慎重に判断し行動する必要があります。

このような状況の中、当校では、実習施設及び関係者のご協力のもと、現在、「母性父性看護学実習Ⅰ」「老年看護学実習Ⅱ」「在宅看護論実習Ⅰ」を臨地で実施しています。

今後は、2年生の「小児看護学実習（保育所）」「成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ」、1年生の「基礎看護学実習Ⅰ」を「病院」と「保育所」で実施する予定です。

しかし、COVID-19の新規感染者が増加する中、実習の受入れが中止となった施設もあります。今後の感染の拡大状況によっては、さらに臨地での実習が中止となる可能性もあります。

看護師をめざし学ぶ学生と教職員・学校関係者は、感染症に対する抵抗力が十分な状況ではない「患者さん」「子どもたち」に関わらせていただきます。したがって、実習期間に限らず、常日頃から感染しない・感染させないための行動を継続していく必要があります。また、皆さんが同居するご家族に、その必要性を正しく伝え、協力していただく必要があります。

関わらせていただく全ての人と家族・自分の命を守るために、当校の学生・教職員は、以下の感染予防行動を今後も励行してください。

(1) 手指消毒・マスクの着用を徹底する。

①同居家族以外の人と接する時はマスクを着用する。マスクを外した状態での会話は極力避け

- る。食事等のために外したマスクは、清潔な状態で保管する。
- ②マスクはその効果を得られるように着用する。
- * 「鼻が覆われない状態」「マスクと顔の間にすき間がある状態」では効果は得られない。
- * 熱中症予防対策として、水分を小まめに摂る。屋外や換気がされている室内で周囲に他者がいない場所では、適宜マスクを外す。
- ③まめに手洗い・手指消毒をする。
- ④共有物使用の際は、前後の手指消毒と、使用後の物品の清拭（所定の方法）を励行する。
- (2) 同居家族以外の人との距離はできるだけ2m（最低1m）空ける。
- 学校内においても、距離を確保する。確保できない場合はフェイスシールドを使用する。
- 「密閉」「密集」「密接」をさける。冷房中も換気をする。屋外でも「密接・密集」しない。
- (3) 学校生活以外での、人との接触を減らす。
- （参考：人との接触を8割減らす、10のポイント、新しい生活様式の実践例）、
- (4) 同居家族以外の人との会食は避ける。
- (5) 通院や食料品・生活用品の買い物等、必要時以外は、不特定多数の人が訪れる施設の利用は控える。利用する施設や店舗が「業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン」を実践していることを見極める。
- (6) 東京・神奈川・千葉・埼玉 等、新規感染者が増加している都道府県への移動を控える。
- (7) レストラン、ハンバーガーショップ、フードコート等 飲食店での飲食は控え、持ち帰り、デリバリーを利用する。
- (8) 不特定多数の人と接する機会のあるアルバイトは、当面の間、禁止。他の職種でアルバイトを希望する際には、事前に改めてアルバイト届を提出し、開始の許可を得る。
- (9) 各学年が使用するスペースを現行通り、原則限定する。
- (10) 1日3回の体温測定と健康記録・行動記録の記入を継続する。（記録は証明書類となる）
- (11) 発熱等の風邪症状、だるさ、味覚障害、嗅覚障害 等、がある時には学校に連絡する。安易に解熱剤を使用しない。同居家族や濃厚接触者に同様の症状がある時にも学校に連絡をする。
- (12) 「体調に変化がある方」「感染予防行動がとれなかった方」「外出の自粛ができなかった方」は、必ず登校を控える。併せて、その旨を学校に電話連絡する。

以上

2020年7月17日

渋川看護専門学校 学校長 井口千春